

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和3年2月12日
招集年月日	令和3年2月22日
招集場所	J Aあいち中央 知立支店 2階 会議室
参集時間	午後1時59分、農業委員14名、推進委員4名、事務局3名が参集した。
出席委員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計18名
事務局	近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠席委員	なし
途中退席者	1 杉原敬浩、2 高村昭広、5 高木芳夫、6 永田治男 (議案第5号審議中(農業委員会等に関する法律第31条：議事参与の制限)) 5 高木芳夫 (議案第6号審議中(農業委員会等に関する法律第31条：議事参与の制限))
開会時間	午後2時07分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。(会長)
日程第一	午後2時07分 議事録署名委員の指名 5. 高木 芳夫 6. 永田 治男 委員 を指名します。(会長)
日程第二	議案の審議
第1号議案 1番 第2号議案 1番	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第1号1番、議案第2号1番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の委員さん補足説明はありますか。 委員2：議案第1号1番の申請地は、苺農家さんへの進入路に隣接する農地であり、現在の所有者の父が昔は畑を耕作していました。農地としても分家用地としても、土地の形状がいびつであるため、交換することについては、問題ないと思います。 委員3：畑として管理する方の一体の敷地エリアを白板に示して教えてください。また、農地法施行令第2条第3項第3号に一体として利用しなければ利用する

	<p>ことが困難と認められる農地とありますが、この困難の定義を教えてください。</p> <p>事務局：苺農家の進入路の西側農地も一体で一筆です。(図に基づいて説明) 利用することが困難と認められる農地の定義ですが、細かい明確な定義があるわけではありません。今回のケースは、県とも相談のうえ、例外規定にあてはめても問題ないとの見解もいただきましたので、適用しました。</p> <p>委員3：困難の定義がよくわからないためお伺いしましたが、耕作する場合、どの程度のもものが該当して、特例が認められるのか、非常に難しいものと思います。農地の譲受人の耕作する今回の場所の面積はいくつでしょうか。</p> <p>事務局：苺農家への進入路を除くと、交換部分を含めて概ね300㎡です。</p> <p>委員3：30aの定義の特例ということで、著しく困難という定義をどのように位置づけるかによって、今後の知立市の方向付けになるため質問をしました。</p> <p>会 長：他にご質問、ご意見なければ許可及び意見なしとします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時25分)</p>
<p>第3号議案 1番</p>	<p>相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第3号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：地元の委員さん補足説明はありますか。</p> <p>委員6：申請者が、市外の方であるため、本人に直接伺いはできておりませんが、申請地はいずれも、認定農業者との利用権が設定されているため、問題ないと思います。</p> <p>委員3：議案書内での農地区分について、申請地は農振地域かと思いますが、議案書の記載は調整という表記でよいのでしょうか。</p> <p>事務局：納税猶予の制度上からも従来より、市街化区域もしくは市街化調整区域の区分で表記しておりましたが、より細かく表記した方がよいとのご意見であれば、次回以降そのように表記いたします。</p> <p>会 長：他にご意見、ご質問等なければ証明することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時27分)</p>
<p>第4号議案 1番</p>	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第4号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：地元の委員さん補足説明はありますか。</p> <p>委員14：申請者の方にお伺いしてきましたが、昨年から大変体の調子が悪いと聞いております。現状は、しっかりと田んぼが耕作されているため問題ないと思います。</p> <p>会 長：私も農地パトロールの際に、しっかりと耕作されていることを確認しているた</p>

	<p>め問題ないと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問等なければ、証明することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 0 分)</p>
<p>第 5 号 議 案</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 5 号について議案書をもとに説明】 （委員 1、委員 2、委員 5 及び委員 6 退出）</p> <p>会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。</p> <p>委員 15：農地によって賃借料が異なるのはどういった理由からでしょうか。</p> <p>事務局：耕作のしやすさや収穫のできる量が圃場ごとに異なるため、借り手と受け手の双方で話し合いのうえ契約をしています。</p> <p>会 長：市内 4 名の水稻の認定農業者の方には、引き続き、市内農地の耕作をしっかりとお願いしたいと思います。他にご意見、ご質問等なければ、証明することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 4 0 分)</p>
<p>第 6 号 議 案</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の設定） 【議案第 6 号について議案書をもとに説明】 （委員 5 退出）</p> <p>会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。</p> <p>委員 2：以前に中間管理による利用権設定をしたことがありますが、その当時に知立市及び近隣市の耕作が可能な圃場があればやりませんかという話がありました。しかし、それ以来、中間管理から一向に話がありません。知立市自体が中間管理への取組事例が少ないですが、今後、中間管理の立ち位置はどのようなものになるのでしょうか。</p> <p>事務局：おっしゃられたとおり、知立市では中間管理の利用は少ないため、こちらも、蜜に情報を収集しているわけではありませんが、市が事務局であるため、何かあれば連絡があるとは思いますが、また、国としてはこの事業を進めていきたい思いはあるかと思いますが、知立市は相対での契約がほぼ浸透しているため、市内農地の利用権設定を中間管理へ切り替えていくお願いをしていくことは現状では考えていません。</p> <p>委員 2：知立では工業区域の話であったりする中で、相対よりも中間管理の方がメリットがあるということがあれば、切り替えも考えていきたいと思うため、メリットデメリットを一度整理していただきたいです。</p> <p>事務局：中間管理を活用していくことにより、農地の場所の交換等を行える仕組みが</p>

	<p>あるかと思しますので、他の営農者さんへも意向を確認し、こういった形で移行していくことが良いのかを見つけていければと思います。</p> <p>会 長：現在、知立市では J A が中間管理の窓口を担っているかと思ひます。豊田市などは、中間管理事業の管理を市が担っている場所もあるそうです。貸し手と出し手にとってどのやり方がより、メリットがあるのかを一度整理していければと思います。他にご質問、ご意見なければ証明します。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 5 0 分)</p>
<p>日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号 4 号</p>	<p>会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。</p> <p>委員 3：7 ページの報告第 3 号 1 番についてですが、8 番 5 5 7 とはどこを指しますか。</p> <p>事務局：地図では 1 5 ページになりますが、報告第 3 号 1 番の示している箇所が誤っております。申し訳ございません。地図上では、議案第 1 号 1 番の農地に対して利用権の解除となっておりますが、正しくは、議案第 2 号 1 番の農地に対する利用権の解除になります。</p> <p>委員 3：白板での説明をお願いします。</p> <p>事務局：南側の三角形ではなく、北側の三角形の利用権を解除することになります。</p> <p>委員 3：分家住宅を建てられる方は、交換した土地を苺農家さんへ売ってしまうのですか。</p> <p>事務局：苺農家さんへは売りません。</p> <p>委員 3：報告第 3 号 1 番はどういった意味を指しているのでしょうか。</p> <p>事務局：現状、苺農家さんが、北側三角形を含めた一体利用地を畑として借りられています。今回、北側三角形部分を議案第 2 号 1 番により、所有権の権利が動きまゝす。利用権設定等の権利がある状態では、所有権等の権利の移動ができないため、苺農家さんが現在利用権設定で借りられている、北側の三角形部分について、予め一時的に解除するものが、報告第 3 号 1 番案件になります。</p> <p>委員 3：理由にある、所有権移転とは、三角形部分の所有権が移転するため、一度解除するという意味ですね。</p> <p>事務局：そういうことになります。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 5 6 分)</p>
<p>日 程 第 四 そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告について 水稻生産実施計画書集合受付の日程について変更。 誤) 3 月 2 6 日 (金) J A あいち中央 知立西支店 2 階 会議室 正) 3 月 2 6 日 (金) J A あいち中央 知立東支店 2 階 会議室 ・令和 3 年度総会予定表の配布について ・令和 3 年度体験農村の日程表の配布について ・農地を相続した方へ (案) について

	<p>委員 3 : せっかくこのような資料を作成するのであれば、新規就農者向けの説明を付け加えてはどうでしょうか。</p> <p>事務局 : 1 枚の用紙に盛り込める内容も限られているため、可能な限り検討いたします。</p> <p>(午後 3 時 0 5 分)</p>
閉 会 時 間	<p>午後 3 時 0 5 分 閉会宣言 (会長)</p> <p>農業委員会総会を閉会します。</p>